

「特定口座に関する各種廃止届出書」への記入方法

特定口座に関する下記お手続きを希望される場合に必要な書類となります。

- 特定口座の廃止
 - ※一般口座へ振り替えた株式等は再度特定口座へ振り替えることはできませんのでご注意ください。
 - ※残高がある場合は廃止できません。残高がないことをご確認ください。
- 特定管理口座の廃止
 - ※らくらく電子交付契約もあわせて解約となります。
- 源泉徴収の廃止
 - ※確定申告が必要となります。
- 現在の配当金等受領方式の廃止(配当金領収証での受領)

【ご署名】
ご署名ください。

特定口座の廃止を希望される場合にご選択ください。
※**特定口座に残高がないこと**をご確認ください

特定管理口座の廃止を希望される場合にご選択ください。

特定口座内で発生した損益について**源泉徴収を希望しない**場合にご選択ください。

現在の受領方式(株式数比例配分方式もしくは登録配当金受領口座方式)を**廃止**し、配当金領収証での受領をご希望の場合にご選択ください。

【有効期限】
記載の有効期限内にご返送ください。(当社必着)
※期限切れの書類は無効となり、再度ご請求いただく必要がございますのでご注意ください。